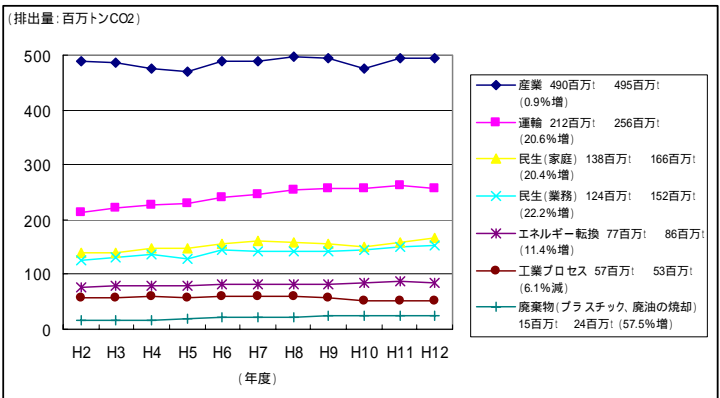


3：地球温暖化対策

現状

《地球温暖化により懸念される影響》
《気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第3次評価報告書によると、1990年から2100年までの全球平均地上気温の上昇は、1.4～5.8になると予測されています。こうした地球温暖化による影響として、海面の上昇、温暖化による経済的損失、気候の変化による食糧供給への影響、生態系への影響、人間の健康への影響等が予測されています。「地球温暖化の日本への影響2001」(平成13年3月)によれば、わが国では、今後100年間に南日本で4、北日本で5も気温が上昇すると予測されています。

《わが国における温室効果ガス排出状況》
 わが国の平成12年度における**温室効果ガス**の総排出量は、13億3,200万トン(二酸化炭素換算)で、京都議定書の規定による基準年(原則として平成2年)の総排出量(12億3,300万トン)と比べ、8.0%増加しています(前年比でも0.2%の増加)。従って、**京都議定書の6%削減約束**を達成するためには、基準年比14%の削減が必要です。
 二酸化炭素総排出量を部門別にみると、平成2年度比で産業部門(工業プロセスを除く)では0.9%増加、運輸部門で20.6%、民生(家庭)部門で20.4%増加となっており、特に運輸、民生部門が著しく増加しています。この要因としては、個々の自動車の燃費は改善している一方、消費者の嗜好の変化により、乗用車は大型化(重量化)していること、1世帯当たりのエネルギー消費量が増加していることが考えられます。



平成16年度施策の方向

- 第2ステップに向けた京都議定書の6%削減約束達成のための取組の評価と更なる取組の強化
- 石油特別会計予算を活用したエネルギー起源CO₂対策事業の拡充(温暖化対策ビジネスの推進、バイオマスエタノール、燃料電池、太陽光発電や小型風力発電の普及、ライフスタイルの変革に向けた国民運動の展開等)
- 米国や途上国との政策対話の強化を含む国際的な地球温暖化対策の推進
- 温暖化対策税の検討等

これまでの取組

- 《京都議定書における排出削減目標達成に向けた取組》**
- 平成4年に大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを究極的な目標とした**気候変動枠組条約**が採択されました。さらに9年に京都で開催された第3回締約国会議において京都議定書が採択され、先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数量化された削減目標が設定されました。わが国は14年6月、同議定書に批准し、20年(2008年)から24年(2012年)の第1約束期間における温室効果ガスの総排出量を、基準のレベルから6%削減することを約束しています。
 - 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、**地球温暖化対策に関する基本方針**並びに**地球温暖化対策推進大綱**(14年3月策定)に沿って、各種施策に取り組みました。
 - 地球温暖化防止に向けた各種普及啓発を行いました。
 - ・ 各界のオピニオンリーダーからなる「環の国くらし会議」の開催
 - ・ 「私の環のくらしハンドブック」、「温暖化防止のための環境学習DVD教材」の作成・配付
 - ・ 温暖化対策製品の普及を目的とした「環のくらしフォーラム」の開催
 - ・ 「電球型蛍光灯の普及に向けたアクションプラン」の作成
 - 地球温暖化対策を地域において推進していくため、温暖化診断を5地域協議会(1,279世帯)、ITエコドライブを5地域協議会(111台)でモデル事業として実施しました。
 - 冷媒用フロン回収・破壊を義務づけるフロン回収破壊法が施行されました。(業務用冷凍空調機器(14年4月)、カーエアコン(14年10月))
 - 民間事業者などによる**京都メカニズム**活用を支援するために、国内体制の整備、**CDM/JI**事業の実現可能性調査、及び三重県と共同で排出量取引シミュレーションを実施しました。
 - 地球温暖化対策の実効性を確保するため、米国や途上国を含むすべての国が参加する共通のルールが構築されるよう最大限の努力を傾けました。また、インターネット等を通じて、途上国に対する温暖化関連情報の提供やアジア太平洋地域セミナーの開催などにより、途上国との連携を強化する取組を実施しました。
 - 温暖化対策税の具体案を示すためのワーキンググループを設置し、検討しました。
 - 石油特別会計における「歳出のグリーン化」をより一層強力に推進することとし、石油特別会計の所管大臣として、これまでの経済産業大臣に加えて、環境大臣も共管大臣として位置付けられました。これによって、環境省が行う施策も本会計で予算措置ができるようになりました。



主要課題

- 地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれた施策の着実な実施。京都議定書の6%削減約束の達成には、基準年総排出量の14%分の削減が必要です。増加が続いている運輸・民生部門を中心に、再生可能エネルギーの普及促進を含めなお一層の取組が必要です。
- 米国や途上国を含む全ての国が参加する共通のルール構築に向けた取組が必要です。
- 第2ステップ(平成17～19年)に向けて対策の評価・必要な追加的対策の導入が必要です。
- 温暖化対策税については、第2ステップに向けての評価・見直しの結果、京都議定書の6%削減約束達成のために必要とされた場合に備え、具体的な案を示すとともに、更に検討を進め、国民や関係方面の理解が得られるよう努力していく必要があります。